漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

１　制限措置の内容

（１）漁業種類　手繰第３種漁業

（２）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数　１隻

（３）船舶の総トン数　１５トン未満

（４）推進機関の馬力数　８０キロワット（２５馬力）以下

（なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成１３年農林水産省令第１５３号）による改正前の漁船法施行規則（昭和２５年農林省令第９５号）附録第１（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。）

（５）操業区域　共同漁業権共第３号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域

（６）漁業時期　周年

（７）漁業を営む者の資格　共同漁業権共第３号の組合員行使権者又は当該共同漁業権を有する者から同意を得た者

２　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和９年２月２６日から３月２５日まで